



様式第9号（第14条関係）

西条市指令衛第584号  
令和6年3月6日

### 浄化槽清掃業許可(更新)証

西条市長 玉井 敏久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり、浄化槽清掃業を許可する。

許可業者	住所	西条市樋之口452番地8
	名称	西条環境整備株式会社
	代表者	代表取締役 稲井 翔汰
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間	
許可条件	<p>1. 浄化槽の清掃にあたっては、その構造に適應する清掃を行い、その機能の保全に注意するとともに、常に関係法令を遵守すること。 また清掃方法、料金等について疑惑を招くことのないよう適正な運用に努めること。</p> <p>2. 処理施設は、「ひうちクリーンセンター」とする。 なお、搬入の際には、汲取りし尿と浄化槽汚泥を分別すること。</p> <p>3. 清掃に用いる車両及び器材は適切に管理し、当該車両及び器材を許可期間内に改変する場合は事前に市と協議すること。</p> <p>4. 環境省令で定める帳簿及び市で指示する帳簿等を作成保管し、市が求めた場合は関係書類を提出し、指導を受けること。</p> <p>5. 浄化槽法第41条第2項に該当した場合は、業務の停止又は許可の取消を行なうことがある。</p>	

し尿・浄化槽汚泥収集区域

許 可 業 者 名	許 可 区 域
西条環境整備株式会社	玉津校区全域 飯岡校区全域 大町校区全域 西条校区の一部（県道西条港線より東側） 神拝校区の一部（県道西条港線より東側） 神戸校区の全域 加茂・大保木・市之川地区
有限会社 石鎚スカイ・クリーン	西条校区の一部（県道西条港線より西側） 神拝校区の一部（県道西条港線より西側） 橋校区全域 禎瑞校区全域 氷見校区全域 加茂・大保木・市之川地区
周桑衛生株式会社	周布校区全域 吉井校区全域 多賀校区全域 壬生川校区全域 国安校区の一部（壬生川校区境界から県道孫兵衛作壬生川線と楠浜北条線の交差点間の県道孫兵衛作壬生川線より東側・県道孫兵衛作壬生川線と楠浜北条線の交差点から天井川大橋間の楠浜北条線より東側・新市地区の市道喜多台新市線より南側） 小松校区の一部（市道大谷線、県道南川壬生川 停車場線より東側） （松山自動車道石鎚SA上下線及び石鎚ハイウェイオアシス施設を除く。）
周桑クリーン株式会社	国安校区の一部（壬生川校区境界から県道孫兵衛作壬生川線と楠浜北条線の交差点間の県道孫兵衛作壬生川線より西側・県道孫兵衛作壬生川線と楠浜北条線の交差点から天井川大橋間の楠浜北条線より西側・新市地区の市道喜多台新市線より北側） 吉岡校区全域（高知 349-1 を含む）
有限会社 三芳衛生社	楠河校区全域 三芳校区全域 庄内校区全域
有限会社 丹原清掃社	丹原校区全域 徳田校区全域 中川校区（関屋、石経、来見、志川、寺尾、楠窪）
ヒカリ環境開発 有限会社	田野校区全域 田滝校区全域 中川校区（明穂、湯谷口、千原、臼坂、鞍瀬、明河）
株式会社 小松協同企業	小松校区の一部（市道大谷線、県道南川壬生川 停車場線より西側） （松山自動車道石鎚山SA上下線及び石鎚ハイウェイオアシス施設を加える。） 石根校区全域